

指摘されている論点について

(1) 運用の基本的な考え方について

論点	現行の考え方・制度等
<p>○ ポートフォリオの見直しの頻度について、どう考えるか</p> <p>① 短期的な市場動向の予測を基に、ポートフォリオを随時見直すべきではないか。(総務省指摘)</p> <p>② 現行の中期目標で絶対的な目標(賃金上昇率を1.1%上回る実質的な運用利回りを確保すること)を設定している以上、賃金上昇率の動向によって、ポートフォリオを随時見直すべきではないか。(総務省指摘)</p>	<p>(厚生年金保険法等) 専ら年金被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用。</p> <p>(年金積立金管理運用独立行政法人法) 中期計画に定める事項は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮、 ・ 年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意、 ・ 安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、 ・ 厚生年金保険法等に定められた運用の目的に適合するものでなければならない。 <p>(現行の中期目標) 賃金上昇率+1.1%を確保するよう長期的に維持すべき資産構成割合(ポートフォリオ)を定め、これに基づき管理すること。 ポートフォリオについては、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと(中期計画：毎年1回検証、必要に応じ随時見直し)。</p>

	<p>※ 従来は、財政融資資金預託金からの償還金（ニューマネー）は一部を除いて管理運用法人に寄託されてきたことから、同法人では、基本ポートフォリオに基づき、これを配分してきている。今後は、ニューマネーが無く、また年金給付のための積立金の取り崩し（キャッシュ・アウト）が必要なことに留意が必要。</p>
--	--

（２）運用委員会の責任・権限等について

論点	現行の考え方・制度等
<p>○ ポートフォリオの策定・変更の権限と責任を誰が担うべきか。</p> <p>① 責任の所在を明確にする観点から、ポートフォリオの策定・変更は、運用委員会が決定すべきではないか。（総務省指摘）</p> <p>② 識見の高い人材を確保する観点から、委員の報酬を引き上げるべきではないか。（総務省指摘）</p> <p>③ 市場動向の予測を適切に行い、運用状況の監視を強化する観点から、より頻繁に会議を開催すべきではないか。（総務省指摘）</p>	<p>（年金積立金管理運用独立行政法人法）</p> <p>ポートフォリオを含む「中期計画」の作成又は変更については、運用委員会の議を経た上で、法人が決定。</p> <p>運用委員会のその他の役割として以下を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況を監視する。 ・ 理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べる。 ・ 必要と認める事項について理事長に建議する。 <p>運用委員会の委員は非常勤であり、その報酬は、1回2万円程度の謝金。</p> <p>運用委員会の開催頻度は、月1回程度（平成20年度は9回開催）</p>

(3) 次期中期目標における運用目標について

論点	現行の考え方・制度等
<p>○ 平成 22 年度以降の次期中期目標において、運用目標はどのように設定すべきか。</p>	<p>(現行の中期目標) 年金財政は、実質的な運用利回り（賃金上昇率を上回る運用利回り）が確保される限り基本的には影響を受けないことから、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 平成 16 年財政再計算の経済前提における実質的な運用利回り（長期：賃金上昇率+1.1%）を確保するよう、・ 長期的に維持すべき資産構成割合（ポートフォリオ）を定め、これに基づき管理。 <p>ポートフォリオの策定の際には、平成 16 年財政再計算における年金財政上の諸前提と整合的なものとなるよう策定。</p>

(4) 委託手数料の効率化や運用委員会の透明化等について

論点	現行の考え方・制度等
<p>イ 運用受託機関の選定の頻度について、どう考えるか。 運用受託機関の選定について、現行は原則3年ごとに見直しているが、より頻繁に見直すべきではないか。(総務省指摘)</p>	<p>運用受託機関の見直しは、原則3年ごとに行っているが、毎年度においても、定性評価及び定量評価に基づく総合評価を行い、資金配分停止や解約等の対応を行っている。 なお、パッシブ運用受託機関等については、毎年度の総合評価は行っているが、現行中期目標期間中には見直しは行われていない。</p>
<p>ロ 現行の委託手数料の水準について、どう考えるか。 委託手数料の水準について世間相場を勘案し、随時引き下げ交渉を行うべきではないか。(総務省指摘)</p>	<p>平成20年度における資産総額に占める手数料率は、0.02%。</p>
<p>ハ 株主議決権の行使について、どのような方策をとるべきか。 株主議決権の行使について、現行は運用受託機関の判断に委ねているが、具体的な行使基準を定めるべきではないか。(総務省指摘)</p>	<p>法人は、運用受託機関に対して、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものである旨を運用ガイドラインにより示し、各運用受託機関による具体的な議決権行使基準の策定や、それに基づく議決権の行使を求めている。また、法人においては各運用受託機関の議決権行使ガイドラインの策定や行使状況を管理・評価し、その結果をとりまとめて公表している。 (現行の中期目標) 企業経営に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。</p>

	<p>※ 国共済及び地共済においては、各運用受託機関に対して議決権行使の「ガイドライン」を示し、この「ガイドライン」の趣旨に沿って各運用受託機関に具体的な議決権の行使基準を策定や、それに基づく議決権の行使を求めている。その結果を各共済においてとりまとめて公表している。</p>
<p>ニ 運用委員会の審議内容の公表について、どう考えるか。 審議の透明性を確保する観点から、議事録を公表すべきではないか。(総務省指摘)</p>	<p>運用委員会の審議内容については、会議については非公表、議事要旨を公表することとされている。</p> <p>※ 日銀政策委員会の金融政策決定会合の議事録は、10年を経過した後に公表。</p>
<p>ホ 法人の役職員への専門的な知見を有する者の登用について、どう考えるか。(人件費を含む一般管理費の削減目標との関係をどう考えるか。) 法人の役職員に専門的な知見を有する者を積極的に登用すべきではないか。(総務省指摘)</p>	<p>法人の役職員 79 名のうち、理事長：日銀OB、監事：役所OB 2 名、民間中途採用者 23 名、役所出向者 8 名。証券アナリスト資格所有者 23 名。</p> <p>※ 現行の中期目標期間(18～21 年度)における経費節減目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (人件費を含む) 一般管理費：平成 17 年度と比較して、12%削減。(年 3 %削減) ・ うち人件費：国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う(4 %削減。(年 1 %削減)